

平成24年12月18日

浜松市介護サービス事業者連絡協議会会員 各位

浜松市介護サービス事業者連絡協議会 会長 副島 克行

「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定」の締結について

時下、会員の皆様方には、ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、本年6月9日に開催いたしました通常総会の席上、行政から提案のありました在宅要介護者等の安全確保策について、役員会にて協議してまいりました。その結果、別添のとおり「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定」を締結することとし、去る12月12日、鈴木康友浜松市長と締結式を実施いたしました。

つきましては、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、在宅要介護者の安全確保に協力してまいりますので、皆様方にはご理解の上、できる限りのご協力をお願い申し上げます。

なお、「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定の締結式」資料及び「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定」に係る行政の考え方を併せて送付いたしますので、ご一読願います。

また、浜松市ホームページにも掲載いたしますので、状況報告書(第1号様式)については、ご活用いただきますようお願いいたします。

◎ 浜松市ホームページ ⇒ 暮らす ⇒ 介護 ⇒ はままつ介護情報ネットワーク

⇒ 事業所・ケアマネからのお知らせ

(事務局・連絡先)

浜松市介護保険課 担当 中村・谷口

TEL 053-457-2862

FAX 053-450-0084

災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定

浜松市（以下「甲」という。）と浜松市介護サービス事業者連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時における在宅要介護者の安全確保に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙の会員が在宅要介護者の安全確保に協力することに関し必要な事項を定めるものとする。

（在宅要介護者）

第2条 在宅要介護者とは、要介護状態のため自力で避難することが困難な高齢者等であって、現に在宅しているものをいう。

（在宅要介護者安否確認事業者の指定）

第3条 甲は、乙の会員である介護サービス事業者（以下「サービス事業者」という。）を在宅要介護者安否確認事業者（以下「安否確認事業者」という。）に指定する。

（災害時の対応）

第4条 安否確認事業者は、自らのサービスを利用している在宅要介護者の安否確認、避難誘導、甲への状況報告をできる限り行うよう努めるものとする。

2 安否確認事業者は、他の者から前項に規定する在宅要介護者の安否及び避難の状況に関する情報を入手した場合は、当該情報を提供した他の者の了解を得た上で当該情報に基づき、甲への状況報告を行うことができる。

3 甲への状況報告は、状況報告書（第1号様式）により行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定に関し必要な事項は、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月12日

甲 浜松市中区元城町103番地の2
浜松市
浜松市長 鈴木康友



乙 浜松市中区元城町103番地の2
浜松市介護サービス事業者連絡協議会
会長 副島克行



介護保険課あて FAX 450-0084

状況報告書

報告日時	2030 年 12 月 8 日 (日) 14 時		
報告事業者	〇〇〇サービス事業所		
報告者	田中 一郎		
所在地	浜松市中区△△△326番地		
電話番号	053-×××-●●●●		
FAX	053-×××-◎◎◎◎		
人的被害状況	被保険者番号	氏名(住所地)	状況(確認日時等)
	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	山田 一子	自宅にて無事を確認
		元城町	〇月〇日 16時確認
	◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎	鈴木 次郎	自宅から□□□の避難所へ誘導
		板屋町	〇月〇日 9時誘導

「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定の締結式」資料

浜松市介護保険課

1 協定締結までの経過

平成24年4月20日付けで、厚生労働省から各都道府県・指定都市・中核市へ「大規模災害時における被災施設から他施設への避難、職員派遣、在宅介護者に対する安全確保対策等について」通知がありました。この中で、在宅要介護者等の安全確保策として、「市区町村は、大規模災害を想定して、あらかじめ在宅の要介護高齢者等への対応の体制整備に努めること。」と示されています。

この通知に基づき、市では、事業者の指定先や協定内容の検討を行う中、在宅要介護者の情報を持つ浜松市介護サービス事業者連絡協議会、浜松市介護支援専門員連絡協議会及び浜松市社会福祉施設協議会に理解を求め、御協力が得られることとなりました。

そして、当該団体を在宅要介護者安否確認事業者に指定するため、この度、市と3団体との間において、災害協定を締結する運びとなりました。

2 協定の概要

- ▶ 名称 「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定」
- ▶ 締結者 市長、浜松市介護サービス事業者連絡協議会会長 副島克行様、浜松市介護支援専門員連絡協議会会長 栗倉敏貴様、浜松市社会福祉施設協議会会長 石川敦史様
- ▶ 協力内容

浜松市に大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、安否確認事業者として、自らのサービスを利用している等の在宅要介護者の安否確認、避難誘導、浜松市への状況報告をできる限り行います。

3 協定締結により期待できる効果

災害時に、各団体が在宅要介護者の安否確認、避難誘導、市への状況報告を行うことにより、複数の目で在宅要介護者を支援する体制が期待されます。

また、浜松市介護サービス事業者連絡協議会、浜松市介護支援専門員連絡協議会及び浜松市社会福祉施設協議会老人部会の会員は、組織として協定を締結することにより、平時から防災に対する意識づけが図られると期待されます。

「災害時における在宅要介護者の安全確保に関する協定」 に係る行政の考え方

Q 厚生労働省の通知では、あらかじめ区域を定め、在宅要介護者安否確認事業者を指定するとなっているが、浜松市も同様か？

A 区域を定めることはしません。

Q 個人情報についての考え方は？

A 市への状況報告（安否確認、避難誘導）については、利用者へ「市へ状況を報告する」ことの確認をお願いします。

Q 協定を結ぶことによって、負担や責任が重くなるのではないかと？

A これまでと同様に利用者の皆さんを注視していただくこと、また、防災に対する意識づけを主に期待しています。したがって、協定内容である安否確認、避難誘導、市への状況報告は、「できる限り行うよう努めるものとする」としています。

Q 市への状況報告は、どこへ何をするのか？

A 別紙様式により介護保険課へ安否確認や避難誘導を行った状況を報告していただきます。状況報告書は福祉支援部に速やかに報告するとともに、各区へ情報提供します。

Q 避難誘導や安否確認を行って生じた事故による損害賠償について考えているのか。

A あくまでも、できる範囲での努力義務ということで、費用負担は考えていません。